

一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟役員の報酬等の支給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟（以下「当法人」という。）定款第30条（報酬等）の規定に基づき、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、連盟を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(理事会等出席謝金)

第3条 当法人は、非常勤役員が理事会、総会、及び監査会（以下「理事会等」という。）に出席した場合、理事会等出席謝金を支給する。

- 2 理事会等出席謝金の額は、理事会等への出席等の都度1回当たり8,000円（税込）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、その者の従事する時間が4時間未満の場合は、同項に定める額の2分の1に相当する額を支給する。
- 4 前2項に定める報酬のほか、役員に対しては、旅費を支給することができる。

(謝金)

第4条 当法人は、非常勤役員が当法人の事業に従事した場合、謝金を支給する。

- 2 前項の謝金の支給については、別に定める「謝金支給規程」に準ずるものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬等は通貨で本人に支給する。ただし本人の申し出のある場合は、口座振込の方法により支給することができる。

- 2 前項の報酬の支給の際、法令等により、報酬から控除する金額がある場合は、これを控除して支給する。
- 3 非常勤役員に対する報酬については、理事会等への出席等の都度支給する。なお、非常勤役員の日常業務に対する報酬については、その月

に従事した分を翌月にまとめて支給する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事に関しては理事会で、監事に関しては総会で、それぞれ別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2020年度定時社員総会の承認を得た日から施行する。

附 則

この規程は、2023年度定時社員総会で決議した日から施行する。